

## クラウド・オフリングに関する一般条件

この「クラウド・オフリングに関する一般条件」の TOU は、「クラウド・サービス」に適用される「サービス記述書」(以下「SD」といいます。)に追加されるもので、「IBM SaaS」オフリング(以下「クラウド・サービス」といいます。)の追加条件を定めています(以下合わせて「取引文書」または「TD」といいます)。「TD」、および「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスプレスのご契約条件」のうち該当する契約条件(以下「基本契約」といいます。)は、合わせて「クラウド・サービス」の取引に関する完全な合意を構成します(以下「本契約」といいます)。矛盾が生じた場合、SD の条件がこの「一般条件」に優先し、SD と「一般条件」の両方が「基本契約」の条件に優先するものとします。

### 第 1 章 – 条件

特定の国に関して第 2 章「各国固有の条件」により修正される場合を除いて、第 1 章の条件が適用されます。

#### 1. 保証

IBM は、適用される付随文書または SD に従い、IBM が商業的かつ合理的に注意およびスキルを用いて「クラウド・サービス」を提供することを保証します。「クラウド・サービス」の保証は「クラウド・サービス」が終了した時点で終了します。

#### 2. 計画的保守

「クラウド・サービス」は、保守点検の場合を除き、年中無休で利用できるように設計されています。計画的保守については、お客様に別途通知されます。

#### 3. 変更

IBM は、「クラウド・サービス」の機能性およびセキュリティ機能を低下させない範囲で、「クラウド・サービス」を変更できるものとします。「クラウド・サービス」の商業上の規定(例えば、料金)に影響する変更は、合意された次の更新時または期間延長時まで有効になりません。

#### 4. データ保護

それぞれの「クラウド・サービス」オフリングは、お客様が「クラウド・サービス」にインプットしたコンテンツを保護するように設計されています。アカウント・データを除き、お客様は、コンテンツに含まれるいかなる個人情報に関しても単独のコントローラーであり、当該個人情報を処理するためにプロセッサとして IBM を指名します(これらの用語は EU 指令 95/46/EC に定義されたとおりです)。TD に別途定められる場合を除き、IBM は、「クラウド・サービス」を提供するために必要な範囲のみに使用するために、自己の従業員および従契約者以外にコンテンツを開示しないことによってコンテンツを機密として取り扱います。IBM は、「クラウド・サービス」の満了時もしくは解約時、またはそれ以前にお客様の要求があった場合には、それらを返却または破棄します。IBM は、お客様の要求に基づき実施した特定の活動(指定の形式でコンテンツを提供するなど)に対して料金を請求することができます。

それぞれの「クラウド・サービス」オフリングの TD には、「クラウド・サービス」のセキュリティ機能および仕様が記述されます。「クラウド・サービス」を使用することによって、お客様は、それが、お客様の要件および処理の指示を満たすことを認識し承諾します。IBM は、認識したお客様のコンテンツへの第三者による無断アクセスをお客様に通知すること、および特定されたセキュリティ上の脆弱性を修正するために合理的な努力をすることに同意します。お客様のコンテンツが失われた場合または損傷した場合、IBM は、最新の利用可能な互換性のあるフォーマットのバックアップ・コピーから、「クラウド・サービス」に当該コンテンツを復元することを支援します。

IBM は、「クラウド・サービス」を提供するために国内外に存在するプロセッサおよびサブプロセッサ(人員およびリソースを含みます。)を使用できます。IBM は、欧州経済領域 (EEA) の外側を含む国境を越えてお客様の個人情報を移転できるものとします。「クラウド・サービス」オフリングに関してコンテンツが処理される可能性のある国々のリストは、TD に記載されるか、または、

<http://www.ibm.com/cloud/datacenters> から入手可能です。サブプロセッサのリストは、要請に基づき提供されます。

当事者の一方の要請に基づき、IBM、お客様、両当事者の関連会社は、コンテンツに含まれた個人情報の保護に関して法律により要請される追加の契約 (例えば、オプション条項が削除された EC Decision 2010/87/EU に従った標準であって修正されていない EU Model Clause 契約書など) を締結します。両当事者は、当該追加の契約に対して本契約の条件が適用されることを合意 (および各当事者は各自の関連会社の合意を取得する) します。

IBM、IBM の関連会社および第三者サプライヤーは、製品の機能を使用可能にする、使用を管理する、経験をパーソナライズする、およびその他の「クラウド・サービス」の使用を改良または支援するため、それらが事業を行う場所で、アカウント・データを処理、使用および保存することができるものとします。アカウント・データは、IBM によって収集されるまたは IBM に提供される (例えば Cookie のような、トラッキングやその他の技術によるものを含みます。) お客様またはお客様のユーザーに関するすべての情報 (個人データを含む場合があります。) で、<http://www.ibm.com/privacy/details/us/en/> から入手可能な IBM Online Privacy Statement、またはこれに相当する IBM の国別版に従って処理されます。

## 5. 法令遵守

いずれの当事者も i) 自己に適用される事業およびコンテンツに対する関連法規、および ii) 製品、技術、サービスまたはデータについて、直接的または間接的に、特定の国もしくは特定のエンド・ユーザーへの輸出、再輸出または移転、またはかかる輸出、再輸出および移転に伴う最終用途を禁止あるいは制限する、日本国および米国のものを含むあらゆる輸出入関連適用法令、関連する禁輸措置および経済的制裁措置にかかる規則を遵守するものとします。お客様は、IBM 製品およびサービスならびに他社製品およびサービスの使用に対して責任を負うものとします。

## 6. 停止および解約

お客様の重大な契約義務違反、セキュリティ違反、または法律違反があったと IBM が判断した場合、IBM は、お客様の「クラウド・サービス」を利用する権利を中断、取り消し、または制限することができます。いかなる中断期間中にも、「クラウド・サービス」に対する料金は継続して発生します。中断の原因を合理的な範囲で是正できる場合、IBM は、「クラウド・サービス」を利用する権利を回復するためにお客様が講じる必要のある措置をお客様に通知します。お客様が合理的な期間内に当該措置を講じなかった場合、IBM はかかる「クラウド・サービス」を解約することができるものとします。

## 7. Hybrid Entitlement オフリング

「Hybrid Entitlement」に指定される「クラウド・サービス」では、お客様が選択した環境で、「クラウド・サービス」および当該「クラウド・サービス」で使用される特定の「プログラム」を使用する資格がお客様に付与されます。Hybrid Entitlement の一部として、お客様は、指定された「プログラム」についてテクニカル・サポートにアクセスし、「プログラム」のアップグレードを入手することができます。指定「プログラム」、およびテクニカル・サポートと「プログラム」のアップグレードの使用は、お客様が「クラウド・サービス」のサブスクリプションを維持している場合に限り認められます。「プログラム」、「サポート」、および「プログラム」の更新は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」(Z125-5831-09) の「プログラム」および「IBM ソフトウェアのサブスクリプション&サポート」項の条件、または該当する「基本契約」のこれに相当する条件に従って提供されます。なお、これらの条件には、以下の修正が適用されます。

- a. 「クラウド・サービス」に対するお客様のサブスクリプションが終了すれば、Hybrid Entitlement に基づく指定「プログラム」に対するお客様の使用許諾、およびテクニカル・サポートへのアクセスと「プログラム」のアップグレードの入手も終了します。お客様は、速やかに当該「プログラム」のすべてをお客様が選択したあらゆるコンピューティング環境から削除し、すべてのコピーを破棄することに同意します。
- b. 指定された「プログラム」については、特定の返金保証は一切適用されません。

- c. **Hybrid Entitlement** オファリングについてお客様が取得した使用許諾は、「クラウド・サービス」の使用とお客様のコンピューティング環境に導入されている「プログラム」の使用の間で分割することができます。ただし、いずれの時点においても、お客様の「PoE」に記載されている取得済み使用許諾の総数を超えることはできません。お客様の使用が「PoE」に記載されている使用許諾を超える場合は、「TD」の記載に従って超過分の料金が適用されます。

本項と IPLA の条件 (LI を含みます。) の間に矛盾が生じた場合は、本契約の条件が優先するものとし、ます。「クラウド・サービス」に含まれる指定「プログラム」には、特定の一般出荷可能「プログラム」のすべての仕様や機能が含まれない場合があります。

## 第 2 章 - 各国固有の条件

下記の各国固有の条件が特定の国に適用され、上記第 1 章の条件を修正するものとします。

### アメリカ大陸

以下を新規の「General」項として、本文書、本項の末尾に追加します。

#### 米国およびカナダ:

##### 8. General

Where taxes are based upon the location(s) receiving the benefit of the Cloud Service, Client has an ongoing obligation to notify IBM of such location(s) if different than Client's business address listed in the applicable Attachment or TD.

### アジア太平洋

#### 4. データ保護

最初の段落で、2 番目の文を以下の文に置き換えます。

#### マレーシア:

Except for account data, Client is the Data User for any personal data included in the content, and appoints IBM as the Data Processor to process such personal data (as those terms are defined under the Personal Data Protection Act 2010).

#### シンガポール:

Except for account data, Client is the sole controller for any personal data included in the content, and appoints IBM as a data intermediary to process such personal data (as those terms are defined in Personal Data Protection Act of Singapore).

#### フィリピン:

Except for account data, Client is the sole controller for any personal data included in the content, and appoints IBM as a data intermediary to process such personal data (as those terms are defined in RA10173 Data Privacy Act of 2012).

第 2 段落で、2 番目の文の末尾に以下を挿入します。

#### インド:

", and that the Cloud Service's security functions and features constitute adequate security measures under the applicable data protection law."

第 3 段落で、2 番目の文を以下の文に置き換えます。

#### マレーシア:

IBM, in its capacity as Data Processor may transfer Client's personal data outside of Malaysia. Client warrants and represents that the Data Subject has provided his/her consent for the transfer of personal data outside of Malaysia.

第 3 段落で、2 番目の文から以下の語句を削除します。

#### シンガポール:

"including outside the European Economic Area (EEA)"

第4段落で、最初の文を以下の文に置き換えます。

**シンガポール:**

Upon request by either party, IBM, Client or their affiliates will enter into such additional agreements as may be prescribed in form and content by law for the protection of personal data.

以下を新規段落として本項の末尾に追加します。

**オーストラリア:**

To the extent IBM is collecting account data that contains personal information as defined in the Privacy Act 1988 (Cth), Client acknowledges that it has complied with the notification, collection and disclosure requirements of the Australian Privacy Principles as Schedule 1 to the Privacy Act.

**ニュージーランド:**

To the extent IBM is collecting account data that contains personal information as defined by the Privacy Act 1993, Client acknowledges that it has complied with the notification, collection and disclosure requirements of the Privacy Act.

**EMEA**

**4. データ保護**

最初の段落で、「EU 指令 95/46/EC」の語句を以下に置き換えます。

**イスラエル:**

"Israeli Protection of Privacy Law – 1981 and applicable regulations".

第2段落で、最初の文を以下に置き換えます。

**スウェーデン:**

The Attachment or TD for each Cloud Service describes the technical and organizational security functions and features of the Cloud Service which IBM will implement.

第2段落で、2番目の文の末尾に以下を挿入します。

**ドイツ、オーストリア、およびスイス:**

", and that the Cloud Service's security functions and features constitute adequate security measures under the applicable data protection law."

以下を第2段落の文末に追加します。

**スウェーデン:**

IBM will upon Client's written request provide Client with the most recent certifications, reports and other reasonably available documentation concerning the security measures for the Cloud Service

第3段落で、2番目の文の冒頭に以下を挿入します。

**ドイツおよびオーストリア:**

"For that purpose,"

以下の文を第3段落の文末に追加します。

**イタリア:**

IBM will cooperate in order for the Client to appoint IBM's subcontractors and affiliates as data processors.

第5段落の末尾に以下を追加します。

**スペイン:**

IBM will comply with requests to access, update or delete contact information if submitted to the following address: IBM, c/ Santa Hortensia 26-28, 28002 Madrid, Departamento de Privacidad de Datos".